

各都道府県の山岳連盟の皆様へ

主催者賠償責任保険のご案内 (施設賠償責任保険)

保険期間 : 2025年5月1日午後4時～2026年5月1日午後4時
申込締切日 : 2025年4月23日(水)
加入依頼書提出先: 株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループ 大阪支店
保険料払込方法: 請求書払
支払期限: 2025年5月30日(金)

<お問い合わせ先>

代理店 : 株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループ 大阪支店
担当者 : 尼田 旭(あまた あきら)
(住所)564-0052 大阪府吹田市広芝町15-30 シェリール江坂201
(TEL)06-6170-1620
(FAX)06-6170-1621
(携帯)090-1224-9055
(Mail)a.amata@a-gent.co.jp
引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社 大阪北支店 直轄S1チーム
(TEL)06-6203-0632

<事故時の連絡先>

代理店 : 株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループ 大阪支店
担当者 : 尼田 旭(あまた あきら)
(TEL) 06-6170-1620 (受付:平日9:00～17:00)
(携帯)090-1224-9055

主催者賠償責任保険（施設賠償責任保険）の概要

イベント（行事、講習会など）の遂行に起因して発生した対人・対物事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中（※）に日本国内において事故が発生した場合に限ります。

（※）第4条（通知）の規定により通知されたイベント等ごとに、記名被保険者がそのイベント等を開始した時に始まり、イベント等を終了した時に終了します。

保険契約者

日本勤労者山岳連盟 理事長

この保険は、日本勤労者山岳連盟理事長をご契約者とし、加入希望の各都道府県の山岳連盟を記名被保険者とする施設賠償責任保険の契約です。

記名被保険者

加入希望の各都道府県の山岳連盟

被保険者

a.記名被保険者、b.記名被保険者の使用人、c.記名被保険者の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関（役員等）（記名被保険者が法人の場合）、d.記名被保険者の構成員（記名被保険者が法人以外の団体の場合）e.記名被保険者の同居の親族（記名被保険者が自然人の場合）

お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して、保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は、次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた金額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は、適用されません）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる事故例

イベント・行事・レクリエーションを開催する主催者のための賠償責任保険です。イベント・行事・レクリエーションに対応し、行事参加者等に対する法律上の損害賠償責任を補償します。

イベントやレクリエーション・行事の主催者は、イベントを開催するにあたり、参加者や入場者に対する**安全配慮義務**があります。

ひとたび事故が生じると主催者側にイベント・行事運営上に不手際や落ち度が(過失)があった場合には、民事上の賠償責任や刑事責任を問われることになります。その民事上の賠償責任を負うこととなった場合を補償するのが主催者賠償責任保険です。

実際の事故例は下記の様なものが挙げられます。

- ①講習会中に主催者側の誘導ミスによって、参加者がケガをした(要注意場所での講習で事前の説明がなく、滑落し重傷を負った等)
- ②主催者の説明不足で、本来使用する用途とは違うタイミングで、参加者が誤った装備品を使用し、参加者の持ち物を破損させた(本来使用すべきではない場所でピッケルを使用し破損した等)

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払いの対象となりません。

- ①保険契約者または被保険者の故意(この免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。)
- ②被保険者と他人との間の損害賠償に関する特別の約定により加重された賠償責任
- ③被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ④サイバー攻撃
- ⑤参加者同士のトラブル

等

支払限度額・免責金額

	支払限度額(免責金額)
基本補償	対人:1名・1事故 1億 円 (0円) 対物:1事故 1,000万円(0円)
特約条項	訴訟対応費用担保特約条項(*1):1事故 1,000万円(0円) 初期対応費用担保特約条項(*2):1事故100万円(0円)、うち身体障害見舞費用1名 1万円

*1 この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提訴された場合に、被保険者が応訴のために負担する社会通念上妥当な訴訟対応費用に対して、保険金をお支払いします。

(訴訟対応費用の例)

- ・事故の再現実験費用
- ・意見書・鑑定書作成費用
- ・相手方や裁判所に提出する文書の作成費用 等

*2 この保険の対象となりうる事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当な初期対応費用に対して、保険金をお支払いします。(結果として被保険者に賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます)

(初期対応費用の例)

- ・事故現場の保存費用・事故原因の調査費用
- ・新聞等へのお詫び広告の掲載費用
- ・対人事故の被害者への見舞費用 等

保険料算出基礎数字

保険期間の参加者数に基づいて保険料を算出します。

保険料の計算方法

ご契約時に、保険期間中の見込みの保険料算出基礎数字に基づき、暫定保険料を払い込みいただきます。また保険期間終了時に、実績の保険料算出基礎数字を確認資料とともにご申告いただき、弊社が算出した確定保険料(*3)と暫定保険料との差額を精算いただきます。

*3 確定保険料がご契約時に定めた最低保険料を下回る場合は、最低保険料とします。

＜もし事故が起きたときは＞

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

＜ご加入者と被保険者が異なる場合＞

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

＜示談交渉サービスは行いません＞

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

＜保険金請求の際のご注意＞

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

＜告知義務＞

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

＜補償の重複に関するご注意＞

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

＜通知義務＞

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

＜ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について＞

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

＜他の保険契約等がある場合＞

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、日本勤労者山岳連盟 理事長を契約者、加入希望の各都道府県の山岳連盟を記名被保険者とする施設賠償責任保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者が有します。

このご案内書は、施設賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。施設賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、担当代理店までご連絡ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)